

## 行為の届出の流れ

渡名喜村内における建築物・工作物の新增改築、開発等の行為に関しては、手続きを進めていく上でいくつかの段階があります。下図を参考に番号順に流れを見ていきます。

### ① 事前相談

村内で建築物・工作物の新增改築、開発等の行為を行おうと思ったら、構想・企画の段階で「村経済課」と「村教育委員会」が同席した場で「事前相談」を十分に行ってください。「渡名喜村景観むらづくり計画」や「渡名喜村伝統的建造物群保存地区保存計画書」等についての資料閲覧や、「良好な景観の形成に関する方針」、「景観形成基準」、「渡名喜村伝建地区ガイドライン」等に基づいてアドバイスを行います。

### ② 届出・協議

事前相談を踏まえて、届出書、関係図書を提出していただきます。「景観形成基準」に適合した建造物等になるよう、形態、意匠、色彩などの基準項目に沿って、具体的な調整、協議を行います。必要に応じて、「景観むらづくりアドバイザー」や、「景観むらづくり審議会」、「伝建審議会」等の助言・指導を得ます。

### ③ 行為の着手、勧告・命令

「伝建地区」内は許可制ですので、これまで通り基準に適合しない場合には新增改築等の行為はできません。「伝建地区」以外で、景観上の問題がない場合、あるいは協議の上、変更を経て景観上の問題がない場合、行為の着手が行えます。

なお、景観形成基準に適合せず、助言・指導に応じていただけない場合で、良好な景観形成に支障をきたすと判断される時は、届出から30日以内に勧告を出す場合があります。また、建築物や工作物の色彩に関しては、変更命令を出す場合があります。

■届出行為の流れ

<住民、事業者>

<役場>  
(経済課+教育委員会)

